

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで

私は、高校を卒業してすぐの昭和 63 年 4 月に、A社に入社した。

しかし、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、就職した翌年の平成元年 4 月 1 日となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述及び申立人が卒業した高校への照会結果から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認標準報酬決定通知書」において、申立人の同保険被保険者資格の取得日は、平成元年 4 月 1 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、入社しても、すぐに退職する従業員が多かったことから、しばらく様子を見てから厚生年金保険に加入させていたと思う。厚生年金保険の保険料は、被保険者資格取得届の提出後から控除していた。」と供述している上、同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人は、それぞれ「私が同社で厚生年金保険の被保険者となったのは、入社した数か月後である。」旨回答しており、このうち2人は、それぞれ「入社後、数か月したころに給与が下がったことがあり、そのことを会社に問い合わせたら、厚生年金保険料を控除しているためと説明された。」、「入社後、基本給は変わらないのに、手取額が減ったことがあるので、その月から厚生年金保険料が控除されたと思う。また、健康保険証は入社後、しばらくしてからもらったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 574 (事案 107 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 12 月 1 日まで

前回の決定には納得がいかないため、再度申し立てた。新たに、昭和 45 年*月*日に生まれた長女が病院に行く際、A市の乳児医療制度が発足した 46 年 4 月 1 日までは、私の被扶養者として健康保険被保険者証を使用していたことを思い出したので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、連絡が取れた申立期間ころの同僚からは、申立人の勤務実態等についての明確な供述は得られなかったこと、及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、改めて同僚調査等をしたところ、申立人が勤務していたとする「B事業所」及び「C事業所」の申立期間当時の支配人は、「私は、それまで勤務していた会社を辞め（当該会社での厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 44 年 11 月 2 日）、『B事業所』に就職した。同事業所は、D社の社長をはじめ他の会社の社長が共同出資して開業したものだった。2階には、個人所有の『C事業所』があったが、D社が両事業所を傘下に入れ経営主体となったのは、約1年後の45年末ごろだった。」と供述していることから、申立期間当時の両事業所は同社とは別の会社組織であったことがうかがえる。

また、申立期間当時、「B事業所」及び「C事業所」に勤務していたとする申立人を含む同僚数人は、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 45 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、前述の支配人の供述内容にある、同社が両事業所の経営

主体となったとする時期とほぼ一致している。

さらに、オンライン記録において、「B事業所」及び「C事業所」が、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない。

なお、申立人は再申立ての理由として、昭和45年*月*日に生まれた長女が病院に行く際、46年4月の乳児医療制度開始前までは、申立人の被扶養者として健康保険証を使って受診していたので、厚生年金保険にも加入していたはずであると主張しているが、前述のとおり、申立期間において、「B事業所」及び「C事業所」は、健康保険厚生年金保険の適用事業所になっておらず、また、同長女が申立人に係る健康保険の被扶養者として認定された時期については、前回決定の判断理由と同様に、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載により、申立期間後の46年2月16日となっていることが確認できる。

以上のことから判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。